

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月8日
【会社名】	アジレント・テクノロジーズ・インク (Agilent Technologies, Inc.)
【代表者の役職氏名】	上級副社長、法律顧問兼秘書役 マイケル・タン (Michael Tang, Senior Vice President, General Counsel and Secretary)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国95051 カリフォルニア州 サンタクララ スティーブンス・クリーク通り 5301 (5301 Stevens Creek Boulevard, Santa Clara, California 95051, U.S.A)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 高橋 謙
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階 ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)
【電話番号】	(03) 6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 谷田部 耕介
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー28階 ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)
【電話番号】	(03) 6271-9900
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

- 注記： 1. 本臨時報告書においては、文書中、明確な場合又は文脈から別意に解すべき場合を除いて、「アジレント」又は「当社」とは、デラウェア州法に準拠して設立されたアジレント・テクノロジーズ・インク、又はアジレント・テクノロジーズ・インク及びその子会社(アジレント・テクノロジー株式会社及びアジレント・テクノロジー・インターナショナル株式会社を含む。)をいう。
2. 本臨時報告書においては、別段の記載がある場合を除いて、文書中「ドル」、「米ドル」、「US\$」及び「\$」は、それぞれアメリカ合衆国ドルをいい、「円」は、日本円をいう。
文書中一部の財務データについては、便宜をはかるためドルから円への換算がなされている。この場合の換算は、別段の記載のある場合を除いて、2018年3月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である1ドル=106.90円により計算されている。
3. 文書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計欄に記載されている数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合がある。

1【提出理由】

当社が発行者である有価証券の募集が本邦以外の地域において開始されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づき本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

アジレント・テクノロジーズ・インク従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に基づく新株予約権証券の募集。なお、当該新株予約権証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

本募集は、当社およびその特定の子会社（以下「特定子会社」という。）の一定の従業員に対して、本プランに基づく、当社の普通株式（以下「株式」という。）の取得に係る新株予約権の付与に関するものである。当該付与は、2008年7月16日に開催された当社取締役会（以下「取締役会」という。）で採択され、2008年11月1日に発効した。

2018年3月29日現在の当社の資本の額は3,227,583米ドル（約345,028,623円）である（本報告書提出日現在の情報は入手できないので、直近で入手可能な2018年3月29日現在の数字を記載した。）。

2018年3月29日現在の発行済株式総数は以下のとおりである（本報告書提出日現在の情報は入手できないので、直近で入手可能な2018年3月29日現在の数字を記載した。）。

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所 又は 登録認可金融商品取引業協会名
記名・額面 (額面金額0.01米ドル)	普通株式	322,758,342株 (自己株式228,300株を含む)	ニューヨーク 証券取引所
記名・額面 (額面金額0.01米ドル)	優先株式	0株	-
合計		322,758,342株 (自己株式228,300株を含む)	-

発行数 合計5,250,936個(見込数)(注1)

発行価格 0米ドル(0円)

発行価額の総額：

新株予約権の発行価額の総額 0米ドル(0円)

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を合算した金額 総額297,925,000米ドル(約31,848,182,500円)(見込額)(注2)

新株予約権の目的となる株式の種類 当社記名式額面普通株式(額面0.01米ドル)

新株予約権の目的となる株式の内容	当社の基本定款には、当社が普通株式に加えて優先株式（額面0.01米ドル、授権発行総数125,000,000株）を一回又は数回のシリーズをもって適宜発行することができる旨の定めがある。本書提出日現在優先株式は発行されていない。
	優先株式に関する定款の定めは以下のとおりである。『取締役会は、法令並びに基本定款第4条に規定される制限に服するものの、その決議により、一回又は数回のシリーズの優先株式発行を規定する権限、各シリーズにおける発行株式数を適宜定める権限、各シリーズの株式に係る呼称、権能、特権、優先権、並びに（もし適用があれば）関連する資本参加、オプションその他の権利、及び各シリーズの株式に係る条件若しくは制限を定める権利を有する。』
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株
新株予約権の行使に際して払い込むべき金額	全体で5,250,936株（見込数）（注3） 56.74米ドル（約6,066円）（見込額）（注4）
新株予約権の行使期間	2019年4月30日
新株予約権の行使の条件	（注5）に記載のとおり
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	1株当たり0.01米ドル（約1円）（注6）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡不可
発行方法	当社及び特定子会社の有資格従業員（本プランに参加する資格のある従業員）14,020名に付与される。
引受人の氏名又は名称	該当なし
募集を行う地域	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、プエルトリコ、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、英国、米国

提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期	払込金額の総額： 297,925,000米ドル（約31,848,182,500円） （注2） 発行諸費用の概算額： 10,000米ドル（約1,069,000円） 差引手取概算額： 297,915,000米ドル（約31,847,113,500円） 手取金の用途：上記の差引手取概算額は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。
--------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

新規発行年月日	2018年11月1日
当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称	該当なし
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	(注7)に記載のとおり

(注1) 発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。

(注2) 拠出額が現在未定であるため、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（見込額）は、便宜上、有資格従業員（本プランに参加する資格のある従業員）14,020名による最大拠出見込額とした。

(注3) 「新株予約権の目的となる株式の数」は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（見込額）を新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（見込額）で除した見込数である。当社株式の数は、有資格従業員による拠出額の最大拠出見込額である297,925,000米ドル（31,848,182,500円）を56.74米ドル（6,066円）（2018年3月29日の当社普通株式の終値66.75米ドル（7,136円）の85%）で除した見込数である。

(注4) 「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」は、現在未定であるので、2018年3月29日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値66.75米ドル（7,136円）の85%（56.74米ドル（6,066円））を算出して求めた見込価格を記載した。実際の払込金額は、購入日（2019年4月30日）における当社普通株式の公正市場価額の85%の金額である。公正市場価額とは、ザ・ウォールストリート・ジャーナル又は信頼性が高いと委員会のみならずその他の情報源において示される、決定日が取引日の場合はその日の、取引日でない場合はその直前の取引日の当社普通株式の終値（又は売買が発表されない場合は最終気配値）をいう。

(注5) 「新株予約権の行使の条件」は、参加者が本プランへの参加資格要件を充足し、給与控除に同意していることである。

参加資格については、2018年11月1日現在、当社およびその特定子会社に所属する正規の従業員全員が、プランへの参加資格を有する。

本プランの参加資格を有する従業員は、自己の報酬の10%を超えない任意の整数%の割合を給与から控除することに同意することができ、その額は2018年11月1日から2019年4月30日まで積み立てられ、有資格参加者が本プランを脱退しない限り、購入日（2019年4月30日）において新株予約権は自動的に行使され、当該積立金額は当社の株式を購入するために使用される。

有資格参加者が本プランを脱退する場合には、積み立てられた給与控除額は、当該参加者に無利息で返還される。本プランの有資格参加者と当社又は当社の特定子会社との雇用関係が終了した場合、当該参加者のプランへの参加も終了し、積立金額はプラン参加者又は死亡の場合においては相続人若しくは遺産に対して無利息で返還される。委員会は、雇用関係の終了を認定し、また特定子会社、子会社、当社間での異動を含め、いかなるときに休職や雇用状況の変更が雇用関係の終了とみなされるか、について規則を設けることができる。

(注6) 発行価格のうち、一株あたり額面価額0.01米ドルを資本金として、残余部分を追加払込資本金として取り扱う。

(注7)

(a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

下記のとおり決定される新株予約権の実際の行使価額が下落した場合、購入日の新株予約権の行使により発行される株式数は増加する。

新株予約権の実際の行使価額は、購入日（2019年4月30日）における当社普通株式の公正市場価額の85%の金額である。

本プランに基づき発行される株式数は、最大で2,500万株に、2001年に開始する当社の会計年度の初日に追加されることとされる当社の発行済株式総数の1%に相当する年次増加数を加えた数、又は、委員会が定めるより少ない株式数とする。但し、新株予約権の付与後、株式の購入前に、株式分割、株式配当、新株予約権の対象となる株式の併合、資本組入により、発行済株式数に増減があった場合は、上記の発行株式数の最大数は、適宜取締役会が調整を行うものとする。また、取締役会は状況に応じ、その決定の実施に際して必要、適切な処置を取るものとする。なお、本プランに基づき発行される株式の数は、7,500万株を上限とする。

本プランの目的は、当社及びその特定子会社の従業員に対し、当社の株式を購入する機会を与え、当社の繁栄に貢献することを奨励するものである。したがって、行使価額及び資金調達額の下限は設けられていない。なお、本プランの参加者が購入条件を満たさない可能性があるため、それにより新株予約権が行使されない可能性もある。

当社には新株予約権を購入する権利はない。

(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの主目的は資金調達ではなく、当社及びその特定子会社の従業員に対し、当社の株式を購入する機会を与え、当社の繁栄に貢献することを奨励するものである。

(c) 令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当なし

(d) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての取得者（当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を取得しようとする者をいう。以下、同じ。）と提出会社との間の取決めの内容

本プランに従った運用がなされるほかは、該当なし

(e) 提出会社の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

該当なし

(f) 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合には、その内容

該当なし

(g) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当なし